

## 平成 30 年第 2 回小城市議会定例会提案理由

(平成 30 年 6 月 8 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 30 年第 2 回小城市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案しております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 31 号から議案第 34 号までの専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第 31 号 小城市税条例の一部を改正する条例につきましても、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、小城市税条例の一部を改正したものでございます。

改正の内容でございますが、法人市民税の「申告納付、納期限延長の場合の延滞金」に関することや、固定資産税の「課税標準の特例」措置に関する事など、所要の規定の整備を行ったものでございます。

次に、議案第 32 号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法施行令等の一部が改正されたことにより、小城市国民健康保険

税条例の一部を改正したものでございます。

改正の内容でございますが、保険税の課税限度額の引上げと低所得者の保険税の軽減を拡充し、さらにマイナンバーによる情報連携にあたり事務の簡素化を図るため所要の規定の整備を行ったものでございます。

次に、議案第 33 号 平成 29 年度小城市一般会計補正予算（第 8 号）は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 5,000 万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 218 億 4,011 万 8 千円としたものでございます。

補正の主な内容は、歳出に国民健康保険特別会計への繰出金を計上し、歳入につきましては、地方譲与税、各種交付金、地方交付税等の額の確定により増減額し、財政調整基金の繰入金を減額したものでございます。

次に、議案第 34 号 平成 29 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）でございますが、歳入歳出予算の総額 61 億 3,197 万 7 千円に変更はなく、歳入において国庫支出金を減額し、繰入金を増額するものでございます。

補正の内容は、平成 29 年度小城市国民健康保険特別会計の決算で歳入が不足することから、平成 29 年度小城市一般会計から繰入れ、歳出予算に充用するものでございます。

以上の4議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、予算は3月30日付け、条例は3月31日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第35号 小城市税条例等の一部を改正する条例でございますが、地方税法等の一部が改正されることにより、小城市税条例等の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、個人市民税の「人的控除・基礎控除」や、法人市民税の「電子申告の義務化」、たばこ税の「税率」などの見直しのほか、固定資産税の「課税標準の特例」の臨時的措置を講じるなど、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第36号 小城市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、佐賀県国民健康保険広域化に伴い改正するものでございます。

改正内容でございますが、児童福祉施設入所児童や里子として委託された児童等につきまして、国民健康保険の被保険者としなないことにより、児童福祉法の規定による救済措置を受けられるよう所要の規定の整備

を行うものでございます。

次に、議案第 37 号 小城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い改正するものでございます。

改正の内容でございますが、放課後児童クラブにおける支援員の基礎資格について、対象者を拡大するとともに所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 38 号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてでございますが、一部事務組合規約の変更は地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要となるものでございます。

内容でございますが、「佐賀県東部環境施設組合」を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務災害又は通勤災害に対する補償に関する事務の共同処理へ参加させるものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

議案第 39 号 平成 30 年度小城市一般会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 1,453 万 7 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 216 億 2,661 万 1 千円とするものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

第 3 款 民生費では、生活保護制度改正に伴うシステムの改修費用などを計上しております。

第 6 款 農林水産業費では、国土調査の修正費用などを計上しております。

第 10 款 教育費では、特別支援教室の増加に伴う空調機設置や小城明治維新 150 年記念事業（小城市の日）の費用などを計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましても、事務事業に伴う国・県支出金、使用料及び手数料、諸収入を計上し、財源調整として財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に、議案第 40 号 平成 30 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 39 万 6 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 48 億 3,678 万 7 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入につきましても、県支出金

を増額するものでございます。

歳出につきましては、高額療養費制度等の見直しに伴い国保事業事務費委託料を増額するものでございます。

次に、議案第 41 号 小城市固定資産評価員の選任についてでございますが、4月の人事異動により前任の評価員が辞職したため、後任の評価員を選任いたしたく地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、報告第 4 号から報告第 8 号まで一括して御報告申し上げます。

まず、報告第 4 号 平成 29 年度小城市一般会計継続費繰越計算書は、スマートインターチェンジ整備事業から中学校空調設備整備事業までの 5 事業について、平成 30 年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 5 号 平成 29 年度小城市一般会計繰越明許費繰越計算書は、住民基本台帳事務から道路橋りょう災害復旧事業までの 14 事業、総額 3 億 743 万 5,832 円を平成 30 年度に繰り越しましたので、地方自治法施

行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 6 号 平成 29 年度小城市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書は、平成 29 年度小城市下水道特別会計補正予算第 4 号において、御承認いただきました小城処理区事業費、1 億 2,610 万円を平成 30 年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 7 号 専決処分の報告についてでございますが、平成 30 年 3 月 20 日、公用車が区長の宅地内で転回する際に、後方の車庫に接触し、シャッター支柱を損傷させたもので、示談の成立により、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により平成 30 年 5 月 8 日付けで専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定によりこれを報告するものでございます。

次に、報告第 8 号 平成 29 年度一般財団法人小城市体育協会の経営状況についてでございますが、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により平成 29 年度の事業報告及び決算並びに平成 30 年度の事業計画及び予算を報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明しましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。